

2025-27年度 須坂市建設工事等入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定について

2025年5月30日
須坂市 総務部 財政課

須坂市では、須坂市外に本店のある企業であっても、長期間にわたり須坂市内に支店・営業所等を置き、地域に密着した活動等を行っている場合にあっては、支店・営業所等を須坂市内本店業者とみなす取扱いをしています。

2025-27年度 建設工事等入札参加に係る支店・営業所等の本店扱い認定業者については下記のとおりです。

記

1 建設工事

(1) 認定する支店・営業所等の名称

(株)北條組須坂支店(本社:長野市)

(2) 認定する建設工事の種類

土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事

2 建設コンサルタント等の業務

(1) 認定する支店・営業所等の名称

黒田整地開発(株)須坂支社(本社:長野市)

(2) 認定する業務

測量、土木関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント

3 認定期間

2025年6月1日から2028年5月31日まで

担 当：総務部 財政課 管財契約係 電 話：026-248-9016(課専用) ファクシミリ：026-246-0750 電子メール：s-zaisei@city.suzaka.nagano.jp
